

市職員の懲戒処分の公表について

平成20年度から令和5年度にかけて発生した下水道使用料の賦課漏れに係る懲戒処分について、次のとおり公表します。

被処分者の職位等	処分内容	処分事由
部長級 50歳代	減給10分の1 (3か月)	所管部の最終責任者として必要な是正措置及び組織的な対応を行わず、事案の長期化及び損害の拡大を招いたもの。
課長級 50歳代	減給10分の1 (2か月)	賦課漏れに係る調査結果の適時適切な報告及び必要な対応を行わず、事案の長期化及び損害の拡大を招いたもの。
課長級 50歳代	戒告	賦課開始等の必要な対応を行わなかったもの。

※「被処分者の職位等」は関係した当時の職及び年齢